

令和6年度「未来の教室」実証事業

公募要領

1. 背景と目的

2018年から始まった経済産業省「未来の教室」事業では、民間教育サービスと連携し、新しい学び方を実証してきた。2019年には「未来の教室」とEdTech研究会において「未来の教室」ビジョンをとりまとめ、①学びのSTEAM化、②学びの自律化・個別最適化、③新しい学習基盤づくりを3つの柱に9つの課題とアクションを設定し、様々な観点から令和の教育改革を推進してきた。2022年には産業構造審議会教育イノベーション小委員会にて、過去の議論を踏まえた「中間とりまとめ」を発表した¹。

さらに2024年1月には、「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」を設置し、企業等と教育現場の連携・協働の好事例の創出と普及を促進する環境の実現を目指し、企業や地域コミュニティと自治体・学校との連携、教育現場における外部資源の活用を促進するための方策を検討している。

そこで、本実証においてはこれまでの議論を踏まえつつ、後述の論点に関して、現場での導入・実装を進めるための課題検証・ユースケース創出等を目的とした事業を実施する。

参考) 「未来の教室」ビジョン（「未来の教室」とEdTech研究会第2次提言）

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/mirai_kyoshitsu/20190625_report.html

参考) 産業構造審議会 商務流通情報分科会 教育イノベーション小委員会 中間とりまとめ

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kyoiku_innovation/20220922_report.html

参考) イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/innovation_creation/index.html

【参考：事業スキーム】

本事業は、経済産業省より、株式会社博報堂（以下、博報堂）が受託している。博報堂は、本事業の運営主体として、実証事業を含む複数の事業を組成・運営・管理する。

2. 公募期間

令和6年6月20日（木）から、令和6年7月12日（金） **正午まで**

¹ 2022年には、部活動の地域移行の受け皿となる活動においても、多様な選択肢と探究的な環境を提供するという観点から、民間事業者がその受け皿となる際の事業環境の在り方を検討し、「未来のブカツ」ビジョンを取りまとめている。

3. 応募資格

提案書を提出できる事業者は、民間事業者（株式会社、有限会社、学校法人、NPO（特定非営利法人）等の法人）及びそれら複数の法人によるコンソーシアムであり、その際、博報堂との契約締結の主体になることができ、かつ、契約期間終了後の一括精算に対応できることを条件とする。

応募する者は、「4. 公募要件」に基づく提案書を、「3. 公募期間」に定める期間までに、博報堂に提出すること。なお、提案書については、経済産業省と博報堂で協議の上、本事業の受託者として、社会通念上、不適切な組織または事業運営能力が不十分な組織と判断した場合、または以下に該当する事業者からの応募である場合は無効とする。

- (1) 経済産業省から補助金等指定停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者
- (2) 過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）で定める宗教法人
- (5) 公募時点のみならず、事業期間(令和6年度)中において、訴訟(刑事・民事)や法令遵守上の観点で、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている事業者
- (6) その他、政治団体等、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び事務局が判断する者

その判断を行う上で必要と考えられる場合には、提案書を提出した事業者に対して、財務状況等に関する資料の提出を求めることがあり得ることに留意すること。

また、一事業者で、複数の事業について提案書を提出し、複数の事業を受託することも可とする。

4. 公募要件

- 以下の論点について、存在する課題を洗い出し、その課題の解決策を提示する実証事業を公募する。

(1) 外部リソースの活用等を通じた教育DXの事例の創出・普及展開

- ・ EdTech等の民間教育サービスやオンラインサービス、生成AIツール等の外部リソースを活用しつつ、学校内の人員計画や授業計画の弾力的な変更、学校での学びの変革の定着も見据えた学校内外における「教育DX」を実現するために必要な取組は、どのようなものか。また、その取組を全国に横展開するために必要な取組は、どのようなものか。

(2) 「学びのサード・プレイス」

- ・ 子ども一人ひとりが持つ多様な個性・才能・創造性を一層伸ばし、住んでいる場所や家庭環境に左右されることなく、誰もが容易にアクセスできるような、探究心や研究心を育む多様な民間教育の場（「学びのサード・プレイス」）を創出し、かつ持続的に運営するためには、どのような取組が有効か。
- ・ 特に、自治体や学校と連携し、民間サービスやオンライン等も活用しながら放課後の学び・体験の

選択肢の拡大、事業の持続性担保、インパクトの可視化等を図る取組が望ましい。

(3) 教育活動資金確保のためのファンドレイジング

- ・ 安定的な資金源を確保するにあたって、学校への寄付方法や継続的な支援者の確保、金融商品・資産運用の活用等の観点から必要な取組（自治体や企業等の関係者間での意識醸成、体制整備、事前準備等の具体的なプロジェクトに至る前段階の調査などの取組も含む）は、どのようなものか。

(4) その他

- ・ 上記の枠に必ずしも該当しないものの、公教育と民間サービスの連携を促す人材育成・交流を促進する取組や、民間サービス・技術を活用した次世代の学び方を実装するための取組についても受け付ける。
- なお、各論点の詳細な議論や事例については、「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」における資料や「産業構造審議会 商務流通情報分科会 教育イノベーション小委員会 中間とりまとめ」を参照すること。
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/innovation_creation/index.html
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kyoiku_innovation/20220922_report.html
- 公募要件は、(i)事業運営に係る要件、(ii)事業内容に係る要件の2つに大別される。
 - (i) 事業運営に係る要件は明らかにする論点にかかわらず共通である。
 - (ii) 事業内容に係る要件は「必須要素」と「加点要素」からなり、採択に際して評価及び選定の基準となる。（「5. 採択先候補の評価・選定及び審査結果の通知等」で詳述。）
なお、本要件は公募テーマごとに異なる。
- それぞれに関し、具体的な要件は、次頁以降のとおり定める。

(i)事業運営に係る要件

※下記において、「事務局」とは、経済産業省及び博報堂を指す。

(ア) 事業実施に関わる共通要件

- ① 実証期間中には、事務局の求めに応じ、事務局、教育関係者、報道機関、保護者等が視察できる機会を設けること（事業構成上、視察ができない場合は、個別に相談すること）。
- ② 実証期間中は、事業の進捗状況等を月1回提出・報告すること（様式等の詳細は、別途指示する）。また、事務局の求めに応じ、事務局との打合せを設けて、事業の進捗や実施計画を進める上での課題等を議論すること。
- ③ 実証期間中は、事務局の求めに応じ、他の事業者も交えた合同会議に参加すること。また、各実証事業に対して共通のアンケート等を実施することになった場合、事務局の求めに応じ、そのアンケートの実施・回収に協力すること。
- ④ 実証事業の中で取得する個人情報（受講者の学習履歴(成績等も含む)）の取扱方法についても提案書の中に記載すること。なお、実証で取得する情報については、事務局の求めに応じて提出することを原則とする。
- ⑤ 経済産業省におけるE B P M※に関する取組に協力すること。

（※）E B P M（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることである。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想される。

(イ) 成果報告に関わる共通要件

- ⑥ 実証終了後、令和7年2月末までに成果報告書を提出すること。次年度以降も本実証事業内で実証事業を継続する場合においても、本成果報告書は必ず提出すること。
 - 成果報告書の様式や提出期限等の詳細は別途指示するが、編集可能な形式（PDFではなくワード・パワーポイント等）で納品すること。
 - なお、今年度の実証を、成果報告書納品後も継続すること自体は構わないが、本事業への成果報告は2月末を期限とする。
- ⑦ 成果報告書をもとに、事務局にて事業結果の確認を行うが、この結果確認に際して、事務局から追加資料の提出等を求められた場合、速やかに対応すること。
- ⑧ 事務局の求めに応じ、実証事業の報告書やその他の成果物については、本事業で構築したWebサイトを含む各種メディアで情報を公開すること。

- ⑨ 実証事業の報告書に加え、教育プログラム等の開発に関わる成果物（教材や指導マニュアル、授業の動画記録等）は全て提出すること。

※動画公開時に字幕が必要な場合は、字幕作成に協力すること。

※なお、著作物の二次利用（編集・加工を含む）についても、経済産業省が公共の利益に資すると認め、要請したものについてはその求めに応じ認めることを原則とすること。

ただし、内容や範囲について議論・判断が必要である場合は、協議の上判断する。

(ウ) スケジュール

- ⑨ 実施実現性が高く、かつ、効率的なスケジュール案を提案に含めること。
- ⑩ 本事業においては、必要なものについては複数年度にわたる実証事業を提案することも可能とするが、各年度の後半に第三者委員による審査を受け、次年度も実証を続けることが適当とされた案件のみ、次年度も引き続き実証を実施することとする。なお、本事業について、財政当局との調整や予算編成状況等により、事業内容の変更、予算額の減額等があった場合には、当初の予定より早く終了したり、実施内容を見直したりすることがあることに留意すること。

(エ) 予算

- ⑪ 「委託対象となる経費」に沿った支出計画（詳細な内訳付）を提出すること。

(ii)事業内容に係る要件

(ア) 必須要素

① 上記の論点に関し、現場を巻き込んだ実証・調査を行い、社会実装の推進に資する提案であること。または、先述の論点に直接は当てはまらないものの、関連する形で社会実装に貢献しうる提案であること。

- 提案の中で、先述のどの論点に関する/関連する提案かを明記すること。
- 提案書の中であるべき姿、及び、現状の課題を整理し、その上で提案する実証内容における検証ポイントが、それらあるべき姿の実現や現状の課題の解決にどのように資するのかを明記すること。論点中の「学びのサード・プレイス」のように子どもたちを対象としたサービスの提案の場合、その内容を以下の観点で明確化すること。
 - ✓ どのような子どもたちを対象とし、どのように募集（選抜）するのか
 - ✓ 子どもたちはどのような活動を通じて何を学ぶのか
(例：○○を通じて△△を学ぶ、スポーツ活動を通じて主体性を身につける、など)
 - ✓ プログラムでの学びを経て、どのような子どもたちを育成するか
- 提案書の中で、現状の課題をもたらす根本的な原因を考察した上で、どのようにその課題を乗り越えるのかを明示すること。

② 提案の中に、事業終了後の事業計画が含まれており、継続的な事業展開が想定されていること。例えば、以下のようなケースを想定しているが、以下に限ったものではない。

(例)

- 自治体・学校等と連携して実証を行い、その実証結果に応じて来年度以降において自治体・学校の事業として行われることが見込まれる。
 - ✓ 学校・教育委員会と連携して、利用者（子ども・教員）等のニーズを吸い上げ、反映させる計画がある、など
 - ✓ 複数の学校・自治体と連携したサービスを提供することで、各学校単体では子どもたちに提供できない学びやサポートを実現することが可能となることを示し、各学校・自治体に大きなメリットをもたらすことを検証する、など
 - ✓ 学校インフラ（教室や学校体育施設等）を活用し、アクセシビリティ・安全性を担保して事業を実施する計画がある、など
 - ✓ 実証内容が、学校部活動の地域連携・地域移行の改革集中期間を踏まえた自治体の部活動の地域移行プランと連動している、地域スポーツ環境の再編等に資する内容も含まれている、など
 - ✓ 先端的な AI 技術やデータ共有ツール等を活用することで、子どもの個別のニーズへのきめ細かい対応や教員の負担軽減が大幅に可能となり、導入費用を上回るメリットを提供できることを検証する、など
- ✓

- 受益者負担に限らず、経済的に持続可能なモデルを提示できる。
 - ✓ 受益者の負担を軽減する仕組み作りが計画に含まれる、など
 - ◇ 個人・企業等の寄付や人的資源の提供などを促すインセンティブを考慮している
 - ◇ 金融機関やファンドレイザー等との連携や、基金・運用益を活用した資金獲得が計画されている
 - ✓ 必ずしも受益者負担のみで成り立たない事業（テーマ・地域性等を起因として）においても、公教育・社会的意義を踏まえて実施すべきテーマについて自治体、民間企業、大学・教育機関など他機関と連携することが含まれた計画になっている、など
 - ◇ 地元の企業や経済団体等が協力・賛同するインセンティブをもつ仕組みを構築する計画になっている
 - ◇ 自治体と連携した補助金・クーポン等を活用した資金獲得・循環の構想がある
- 学びの変革をもたらす基盤となる実証事業であり、全国的な広がりを見込むことができる。

③ 実証を通じて達成される成果とその効果測定方法を示していること。

(イ) 加点要素

④ 実証を通じて最終的に目指す姿及びそこに至るまでのロードマップが、具体的かつ実現性の高い提案になっていること。例えば以下のようなケースを想定しているが、以下に限ったものではない。

- ✓ 想定される課題が予め整理されており、各課題にそれぞれ段階的に取り組めるロードマップになっている、など
- ✓ 最終的なゴールだけでなく、短期的に達成すべきマイルストーンが適宜示されており、スモールステップな取組が可能なロードマップになっている、など

⑤ 提案する実証が、独自性・新規性に富むこと。

- ✓ 募集方法・プログラム内容・プログラム後の育成イメージ、など

⑥ 複数の論点を統合して解決することを目指す取組であること。

⑦ 論点中の「学びのサード・プレイス」のように子どもたちを対象としたサービス（探究的な学びや運動スポーツなどを含む）の提案の場合、一部の層ではなく、幅広い事情を抱える子どもたちへ参加の間口が開かれていること。例えば、以下のようなケースを想定しているが、以下に限ったものではない。

(例)

- ✓ 様々な所得の家庭の子どもたちからのアクセスが確保できる、など
- ✓ 首都圏のみでなく、オンライン等も活用することで地方に住む子どもたちからのアクセスが確保できる、など
- ✓ 子どもたちがサービスを認知・選択しやすくなるような仕組み作りを行う、など

⑧ 過去に教育分野における実証事業等を実施した実績があること。

(例)

- ✓ 選択した論点について、過去に学校等、社会実装を進める際に実際に事業を行う現場と連携した経験があること、など（特に、公立学校・自治体と連携して事業を行った経験があることが望ましい。）

⑨ 提案の中に含まれる来年度以降の事業計画に具体性があり、特に普及・拡大につながる蓋然性が高いこと。

⑩ 実証内容を外部に発信する取組があること。例えば、以下のようなケースを想定しているが、以下に限ったものではない。

(例)

- ✓ 発信力を示せるような過去の実績があること、など
- ✓ 実証期間中に、実証内容を発信するイベントを主催、参加すること、など
- ✓ SNS や HP 等で定期的に取り組を発信すること、など

⑪ 実証を通じて達成される成果とその効果測定方法について、詳細な説明があり、その測定方法と測定時期の妥当性が併記されていること。例えば、以下のようなケースを想定しているが、以下に限ったものではない。

(例)

- ✓ 本実証によって参加した学校・子どもたちにどのような成果がもたらされるかが詳細に記載されている、など
- ✓ 上記の成果について、効果測定の手法（アンケート、テスト等）が詳細に記載されており、その測定時期や方法も具体化されている、など
- ✓ 意識ベースの効果測定だけでなく、実態としての効果測定方法が併記されている、など
- ✓ 意識調査（アンケート等）では、学校・子どもたちの意識が正しく反映できるような工夫がなされている、など

⑫ 過去の本事業における類似した実証案件との差異を明確に説明していること。

(ウ) 期待成果物

提案書の中で、実証事業の期待成果物を示すこと。実施内容によって期待成果物は異なることが想定されるため、公募段階では特段指定はしないが、例えば以下を想定している。

- 提案した事業の目的や内容・仕組み、運用体制等の説明
- 提案した事業が関係者にもたらす効果・利点の検証結果
- 提案した事業が全国で自走・普及するにあたっての課題・示唆の整理

(エ) その他

本実証事業では、有識者や関係省庁を招き、事業の進捗を報告し議論する場を、事業期間中に何度か設けることを想定している。したがって、事業の進捗等を取りまとめ、報告することを事務局が求めた場合、これに協力すること。

5. 採択先候補の評価・選定及び審査結果の通知等

(1) 評価・選定方法

博報堂が経済産業省と協議の上、評価・選定を行う。その際、外部有識者に審査委員を依頼し審査を受けることで、採択の客観性を担保する。評価・選定は、以下 2 段階で実施する。

- 上記 4. に示した要件を十分に満たしているか（基礎点）
- その上で、更なる創意工夫の要素がみられるか（加点）

上記においては、(i)事業運営に係る要件及び(ii)事業内容に係る要件(ア)必須要素の全要件を満たす（＝基礎点が満点である）提案を「1次合格」として扱い、そこから加点評価を、審査委員の審査を勘案しつつ実施し、採択案件を決定する。

(2) 提案内容の採択と修正

今回の公募・採択は、あくまでアイデアの公募であり、アイデアの採択後に、外部有識者のコメント等を踏まえて、事務局より提案内容の修正を打診し（例：「アイデアは良いが、△△は直して欲しい」、「規模を縮小または拡大して欲しい」等）、内容・費用についての交渉を進め、最終的に事業内容に合意することをもって最終的な委託契約が成立する。その過程において、調整未了により委託契約に至らない可能性があることも留意すること。

なお、事務局から提案内容の打診や採択の通知等を行う時期については案件によって前後する。不採択も含めた最終的な採択結果は、全ての契約締結を終えた後に纏めて公開・通知する。不採択の理由については公開しないので留意すること。

6. 業務委託契約等

(1) 委託契約の締結

採択後、契約条件・内容の交渉を経て、条件・内容に合意できた事業者から、博報堂との単年度委託契約を締結する。契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結すること。

- コンソーシアム形式で受託する場合のコンソーシアム内における再委託契約も、契約形態は博報堂との委託契約に準拠すること。
- 複数年度の実証事業の場合も、契約自体は単年度ごととなる。
- 本提案においてはコンテンツガイドライン条項の適用を可能とし、事業者の希望及びその内容に応じ、本事業内で創出された成果物の知的財産権は、事業終了後に事業者に戻すことが可能となる。

(2) 委託費に関する留意事項 **重要**

委託費とは、本来国が自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（本委託事業ではコンソーシアム等）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。すなわち、「令和 6 年度学びと社会の連携促進事業」という国の事業の一部を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として、受託者に対して支払われるものであり、事業を通じた収益が出る

ことは原則認められない（事業内容に応じて検討の必要がある場合は事務局と個別に相談すること）。したがって、事業管理等について、補助金による助成的な事業とは異なる面がある。特に委託費は、当該委託契約における事業計画に係る用途以外に使用することはできないことに留意すること。

- 採択案件として決定後に、契約金額について経費ごとの積算、見積、根拠資料等を審査し、必要と認められた経費のみが実際の契約金額となる。したがって、実際の契約の際の契約金額は 必ずしも提案金額とは一致しないことに留意すること。
- 委託事業期間中及び委託事業期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、博報堂による中間検査（委託事業期間中）、確定検査（委託事業期間後）を実施する。原則として、中間検査及び確定検査の期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となること、支払うべき金額は契約額以下になること（事業期間終了後の確定検査において、契約額以上の支出があっても、契約額以下でしか支払わない）に留意すること。
- 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になる。委託対象物件や帳簿、証拠書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は委託費の対象外となるため、留意すること。
- 委託費については、実績報告書の提出を受け、確定検査を経て、支払うべき額を確定した後の精算払いとなる。したがって、それまでの間は事業者における立替払となる（期間中の暫定払いは認めていない）ことに留意すること。
- 委託事業期間終了後、会計検査院が実地検査に入り得ることに留意すること。
 - 委託費の対象とする経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
- 委託事業上の不正行為、不正使用等については、「【参考2】研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省制定）及び「【参考3】公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省制定）に沿って対応することとする。また、たとえ、採択事業者として公表後又は委託契約締結後であっても、虚偽の申請であったことが判明した場合や、上記指針等に照らして不正があったことが判明した場合等は、採択や委託契約を取り消す場合があることに留意すること。

（3）委託対象となる経費

本事業では、原則、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」及び「委託事業チェックリスト」に則った運用を行う。そのため、マニュアル・チェックリスト一読の上、提案を行うこと。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

本事業で計上可能な経費区分・科目は、以下のとおりとする。

区分	主な内容
人件費	<p>委託事業に直接従事した人員の労務費。但し、対象となる人員は正職員（会社が直接雇用し、福利厚生費を負担している職員）に限られることに留意すること。</p> <p>※地方公共団体の人件費は、計上できない。</p> <p>※無報酬の役職員、所属員は、計上できない。</p> <p>※委託事業に必要なアルバイトの雇上費等は、「事業費（補助人件費）」となる。</p> <p>※雇用形態が業務委託の場合、「再委託・外注費」となる。</p> <p>※単価の根拠については、委託事業事務処理マニュアルの記載に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 健保等級で単価を算出する場合は、健康保険に加入していない職員については適応できない。 - 受託単価により単価を算出する場合は、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」にある通り、①当該単価規定等が公表されていること、②他の官公庁での当該単価の受託実績があること、③官公庁以外での当該単価での複数の受託実績があることのいずれかが必要である。
事業費	<p>事業費については、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」及び「委託事業チェックリスト」を踏まえ、必要なものを計上すること。但し、経費によっては、執行に合理性を説明する理由書が必要になることがある。また、場合によっては、執行が認められないこともあることに留意すること。</p>
再委託・外注費	<p>再委託・外注費については、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」及び「委託事業チェックリスト」を踏まえ、必要なものを計上すること。</p> <p>※再委託・外注費は、原則として、（仕様⇒見積⇒契約・発注⇒完了報告・納品⇒検収⇒支払）の手順によって処理を実施すること。なお、経費処理においては、見積書と請求書だけでなく、手順ごとの書類を全て提出する必要があるので留意すること。</p> <p>※原則 3 社以上の相見積りが必要。再委託先に代替性がなく、相見積りが難しい場合は、その旨を含めて説明した、選定理由書を提出すること。</p>
一般管理費	<p>委託事業に伴う一般管理活動によって発生した費用</p> <p>※本事業においては、直接経費（人件費＋事業費）に一般管理費率（本事業は大規模事業のため最大<u>8%</u>とする）を乗じた金額を最大値とする。上記計算式の通り、直接経費には、再委託・外注費は含まれない点に留意すること。また、人件費単価に一般管理費が含まれている場合は人件費に一般管理費を掛けることはできない。</p>

<留意点>

- ✓ 上記対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるよう、必要な証憑類を整理する、説明内容を整理する等の準備をしておくこと。
- ✓ 本事業における実証活動に直接必要となる経費、及び本公募要領に記載の無い経費は、本委託事業の対象経費として計上することはできないことに留意すること。
- ✓ 委託対象経費の計上に関する書類の審査は、提案書の書面審査以降となることに留意すること。
- ✓ 経費に関する質問については、採択案件となった後に、博報堂に問い合わせること。
- ✓ 以下の経費については、対象経費として計上できないことに留意すること。
 - ◇ 建物等施設に関する経費
 - ◇ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（例：学校の机・椅子）
 - ◇ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ◇ 事業実施中に発生し得る事故・災害に対応するために関係者が加入する保険
 - ◇ その他事業に関係ない経費

7. 受託者の責務

(1) 事業成果に関すること

(ア) 事業成果の帰属

- ✓ 委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の最終的な帰属先は、原則受託者とするを想定している（コンソーシアムで受託する場合は、コンソーシアム内で権利義務の帰属先を予め定めておくこと）。但し、委託事業の性質上、「一度国に帰属した後、国の意思で帰属先を変更する」というプロセスが必須となることに留意すること。
- ✓ なお、上記にかかわらず、委託事業終了時に提出する事業成果報告書等の納入物について、その著作権を実施する権利及び第三者へ実施を許諾する権利を経済産業省が持つ。

(イ) 委託事業成果の活用

- ✓ 受託者が本事業で収集した参加者のデータについては、経済産業省及び博報堂の求めに応じて、適宜提出しなければならない。

(ウ) 委託事業成果等の発表・公開

- ✓ 本事業で得られた成果、事業化等を発表・公開する場合には、事前に博報堂へ報告の上、許可を得ること。公開の是非、公開内容については、経済産業省及び博報堂と内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとし、特段の理由がある場合を除き、その内容が本事業の成果として得られたものであることを明示すること。

(エ) 成果普及への協力

- ✓ 事業の成果を普及するため、事務局の求めがあった場合、それに応じて以下に予定するイベントへ参加・協力すること。なお、下記以外の普及活動への協力も積極的に行うこと。

3月(上旬) ※予定 : 最終報告会 等

(オ) 委託事業終了後に関すること

- ✓ 本事業終了後も、事業により得られた成果を活用して、自立的に事業を継続していくこと。

(カ) 委託費の執行に関すること

- ✓ 本公募要領の「7.業務委託契約等」の記載を踏まえ、適切に委託費を執行すること。

8. 履行期間

事業実施期間は2024年度事業においては原則2025年2月末まで。ただし、採択時に複数年度の実証を認められ、かつ各年度末に第三者委員会の審査で適当とされた事業は2024年度から最長2026年度まで実施が可能となる予定であるが、先述のとおり、予算編成状況等で変更があり得ることに留意すること。また、2025年度、2026年度の実施については、それぞれ2024年12月末、2025年12月末時点で提出いただく中間報告書と実施計画書を元に継続審査を行い、採択継続を判断する予定であるので、こちらについても留意すること。

※詳細な終了日は、採択事業者に追って通知する。

※事業終了に際しては成果報告書を「4. 公募要件」に定める期日までに1次納品すること。

9. 応募方法

(1) 提出書類

以下を満たす資料を作成し、提出すること。

- 応募するテーマ及び選択した論点を明記すること。
- 公募要領に示した共通要件や必須要素の全てに答えていること。
- 提案書の冒頭に以下の担当者情報を記載すること。

「企業・団体名/所属・役職/氏名/フリガナ/メールアドレス/電話番号」

- 提案書に応募主体の財務情報の分かる資料を添付すること
- 提案書は、HPよりダウンロードできる所定フォーマットをベースにして、作成すること

※あくまで推奨なので、フォーマットの修正や他フォーマット使用は可能だが、他フォーマットを使用した場合も、推奨フォーマットに示す内容は全て記入すること

(2) 提出期限

本公募要領「3. 公募期間」に示す期間内に下記提出先必着のこと。

容量の問題で送信に時間がかかる可能性もあるので、余裕をもって提出すること。

(3) 提出方法

必要ファイルをメール添付により提出のこと。その際パスワードは設定しないこと。

件名は、「(事業者名)「未来の教室」実証事業2024」とすること。

※必ず提案する事業者名を件名に含めること。

ただし、容量の問題でメール添付が不可能な場合はクラウドサービスの利用も可とする。

その場合は、ファイルがダウンロードできる URL をメールで提出すること。

(4) 提出先のメールアドレス

jimukyoku@learning-innovation.go.jp

10. 公募説明会

公募説明会は開催しない。不明点等がある場合は、下記問合せ先に確認すること。

11. 公募要領に関する問い合わせ先

株式会社博報堂「未来の教室」実証事業事務局

Email : jimukyoku@learning-innovation.go.jp

12. その他

- 提案書等の作成・提出等に関する費用は、支払わないものとする。
- 提案書の機密保持については、十分配慮する。
- 経済産業省「未来の教室」ウェブサイトは予告なしに内容を変更又は削除する場合がある。
- 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含む）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用する。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合がある。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなす。なお、応募書類は返却しない。
- その他、この公募要領に記載のない事項については、その都度経済産業省と協議の上、対応を決定する。